

あなたの声で日本の法律・制度が変わる！
～地域の課題を提案募集方式で解決してみよう～



内閣府 地方分権改革推進室

1 地方分権改革の考え方と 提案募集方式の概要

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

地方分権とは

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。
(まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)(平成30年12月21日閣議決定)(抄))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各自治体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の実情に合わなくなった(例: 過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例: 企業誘致)



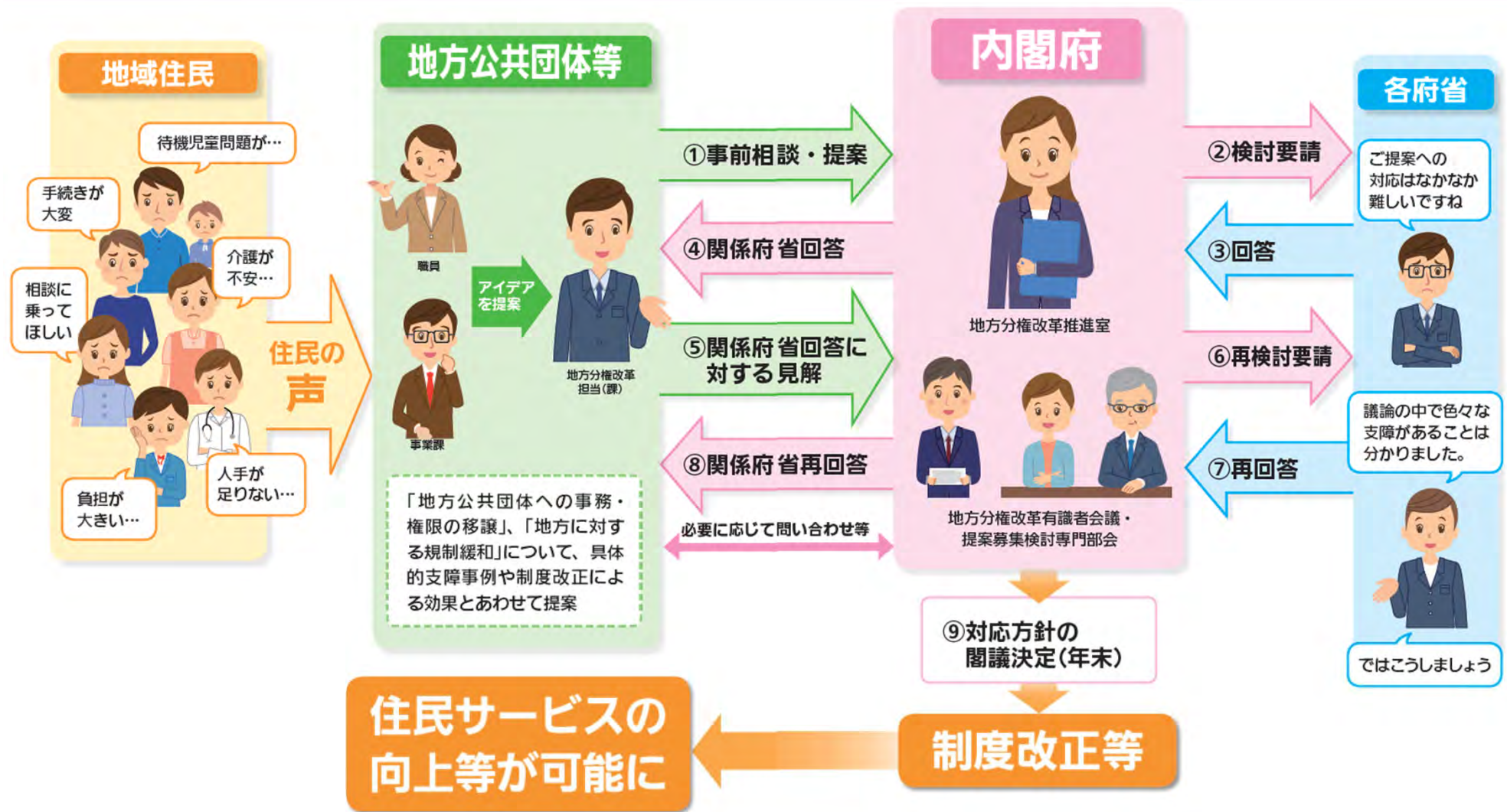
地方の声で国の制度が変わる「提案募集方式」(H26~)を活用し、各自治体から制度改正等に関する提案により、地域の課題の解決する手法。

その結果

住民サービスの向上

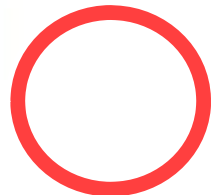
不要な手続・コスト
の効率化

提案募集方式の概要



提案募集方式の対象範囲のイメージと判断ポイント

(1) 対象範囲のイメージ



対象

①地方公共団体への事務・権限の移譲
※本府省の事務・権限も対象

対象

②地方に対する規制緩和
(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

対象

※下記①～③も対象

- ①法定受託事務に関するもの
- ②政省令等によるもの
- ③補助金等の要綱等によるもの（各種補助要件の見直しや手続き書類の簡素化を念頭）

手挙げ方式（個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲）とする提案

※提案団体のみを対象とした提案は対象外



対象外

①国・地方の税源配分や税制改正

④個別の公共用物に係る管理主体の変更

②予算事業の新設提案

⑤現行制度でも対応可能であることが

③国が直接執行する事業の運用改善

明らかな事項

※補助金等の要綱等によるものの内、補助率の引き上げ、補助金の廃止による一般財源化等は対象外

(2) 提案の対象であるかの判断ポイント

①法律、要綱等によって、事務・事業の主体が地方公共団体となっている必要

Ex) 地方公共団体は、〇〇しなければならない。

②法律、要綱等によって、地方公共団体に対し、一定の行為が求められる必要

※「～しなければならない」という規定の文言だけでなく、地方公共団体に裁量の余地なく求めているものも該当（例：都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。）



具体的な
支障事例

※現場でのリアルな支障が実現する上で重要

令和元年の提案募集のスケジュール

2月20日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議

2月21日（木） ○事前相談・提案受付開始

5月16日（木） ○事前相談受付終了

6月6日（木） ○提案受付終了

本年の提案・事前相談の受付はこの期間ですが、今後の提案募集になるかどうか等、各種相談は年中受け付けています！



6月11日（火）
～21日（金） ○共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）

6月28日（金） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○関係府省への検討要請

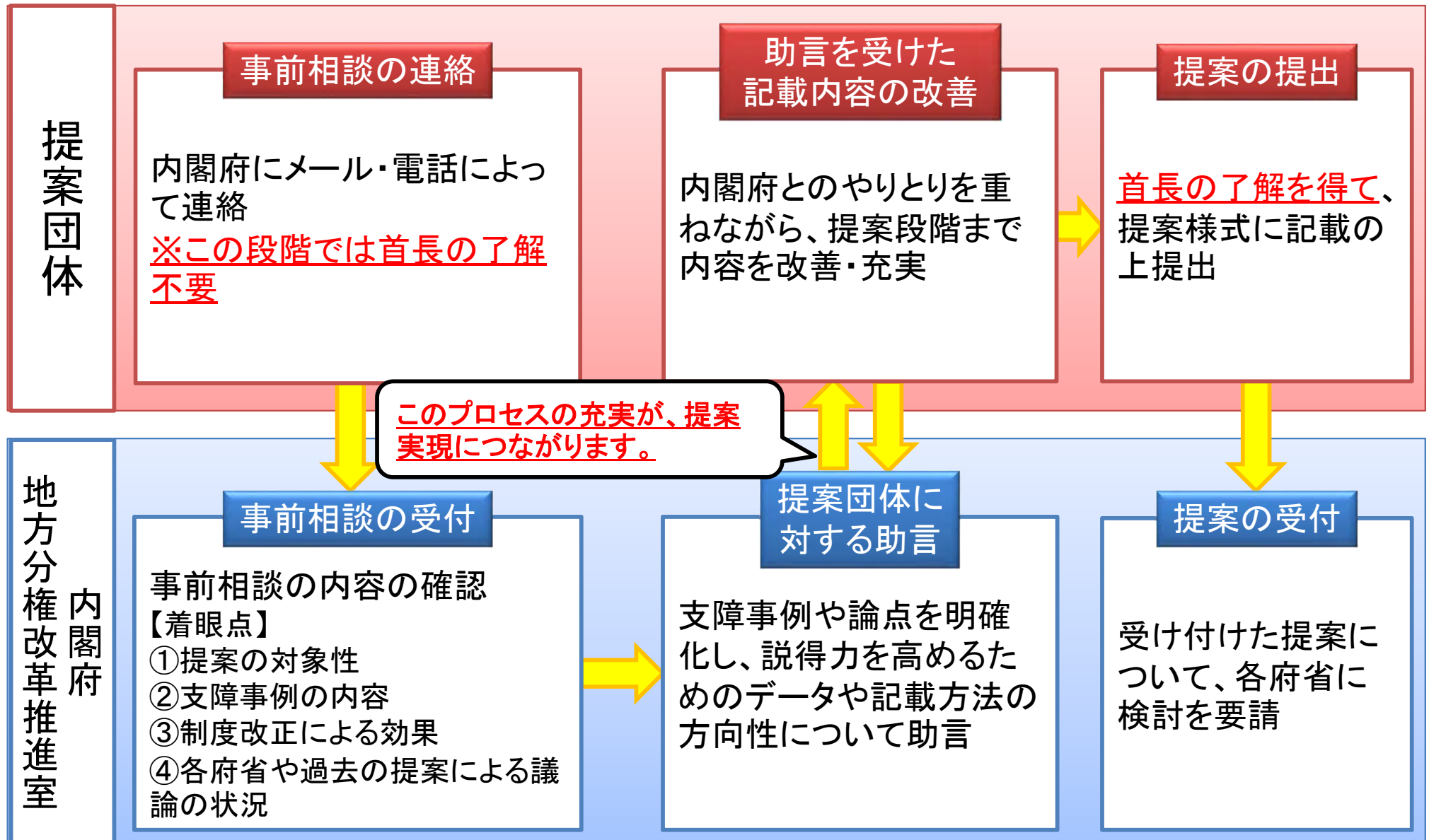
7月～10月 ○提案団体、関係府省、地方三団体からのヒアリング

10月～ ○関係府省との調整

11月中旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（対応方針案の了承）

12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

事前相談から提案までの流れ



提案募集方式の4つの特徴

★特徴1 地方の支障解決に向けて内閣府が調整

地方からの提案は内閣府が責任をもって各省庁と調整します！

★特徴2 提案実現率が高い

各府省との調整対象の提案のうち、約9割を実現・対応しました！
(H29年・30年実績)

★特徴3 提案内容のご相談は1年中受け付けています

担当者原案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます！

★特徴4 「伴走型支援」で内閣府で手厚く支援

内閣府が全国どこでも伺い、自治体研修やワークショップを通じ、制度から提案作成のノウハウまでお伝えします！

提案募集方式を活用する自治体のメリット

■メリット① 自治体職員の業務を削減・効率化できます！

- 国からの調査物の見直し、協議・届け出の廃止・効率化、書類の記載事項・添付書類の簡素化などを提案により実現できます
- 国への要望だけでは、そのような実務担当者のリアルな悩みは解決しにくいので、提案募集を活用することがベストです

■メリット② 地方主導で人的資源の再配分が可能になります！

- 国からのトップダウンで法律・制度が決められたものを、地方からのボトムアップの提案で、より地方が活用しやすい制度に変更できます
- これにより、限られた人材をどの業務に当たるかを効率的に決められます

■メリット③ 問題解決型人間の人材育成ができます！

- 提案を検討することは、現実の業務での課題発見とその解決方法の検討に他なりません。市町村の未来を担う人材の政策企画立案能力の醸成にうってつけです

地方分権改革のこれまでの歩み

内閣	主な経緯		
宮澤内閣（H3. 11～H5. 8）	H5.6 地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	第1次分権改革	
細川内閣（H5. 8～H6. 4）	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足（委員長：諸井虔）（～H13. 7） ※H8.12第1次～H10.11第5次勧告 H11.7 地方分権一括法成立		
羽田内閣（H6. 4～H6. 6）			
村山内閣（H6. 6～H8. 1）			
橋本内閣（H8. 1～H10. 7）			
小渕内閣（H10. 7～H12. 4）			
森内閣（H12. 4～H13. 4）	H13.7 地方分権改革推進会議発足（議長：西室泰三）	第2次分権改革	
小泉内閣（H13. 4～H18. 9）	H14.6～17.6 骨太の方針（閣議決定）（毎年）⇨ 三位一体改革（国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革）		
安倍内閣（H18. 9～H19. 9）（第1次）	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）（～H22. 3） ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告		
福田内閣（H19. 9～H20. 9）	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） 8 第2次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲）		
麻生内閣（H20. 9～H21. 9）			
鳩山内閣（H21. 9～H22. 6）			
菅内閣（H22. 6～H23. 9）			
野田内閣（H23. 9～H24. 12）			
安倍内閣（H24. 12～） （第2次、第3次、第4次）	H25.3 地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣） 4 地方分権改革有識者会議発足（座長：神野直彦） 6 第3次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲） H26.5 第4次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲） 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6 第5次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲） H28.5 第6次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲） H29.4 第7次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲） H30.6 第8次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲） R1.5 第9次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への事務・権限の移譲）		提案募集方式 の開始

提案募集方式
の開始

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

○**機関委任事務制度**(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

○**国の関与の新しいルールの創設**(国の関与の法定化等)

○**権限移譲** 例：農地転用(2～4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)(第1次・第2次・第3次一括法等)

例：施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

2. 事務・権限の移譲等(第2次・第3次・第4次一括法等)

(1) 国から地方

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

(2) 都道府県から市町村

例：①未熟児の訪問指導等(都道府県→市町村)、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定(都道府県→市町村)、③病院の開設許可(都道府県→指定都市)、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(都道府県→指定都市)

3. 国と地方の協議の場(H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)



提案募集方式による取組(H26～、第5次・第6次・第7次・第8次・第9次一括法等)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

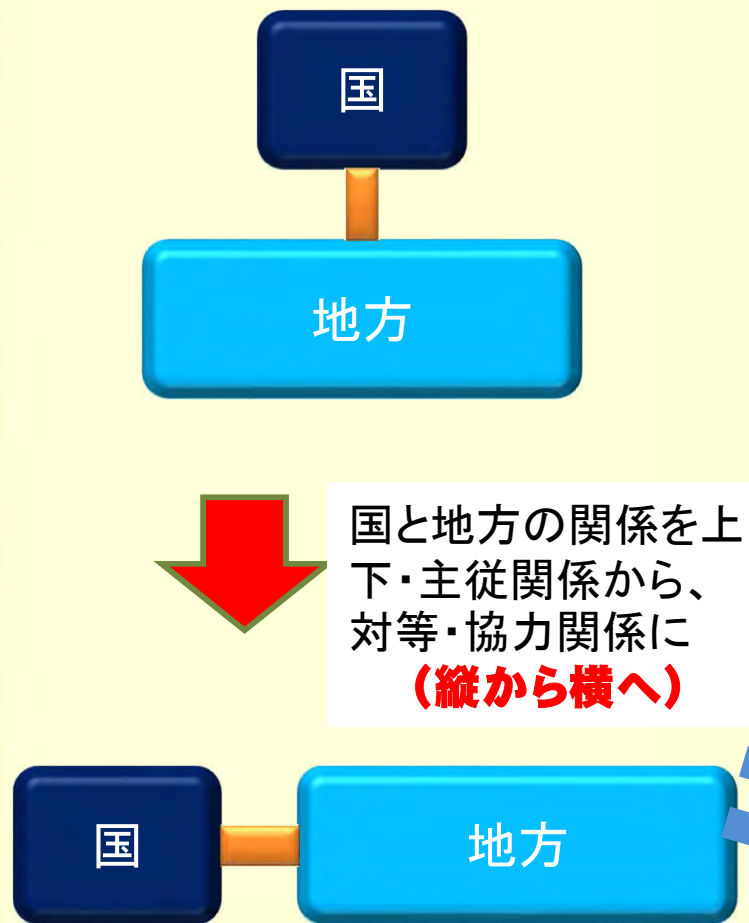
例：【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲(4ha超：国→都道府県)、新たな雇用
対策の仕組み(地方版ハローワーク等)等

【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更認可又は届出に係る水需要予測の簡素化

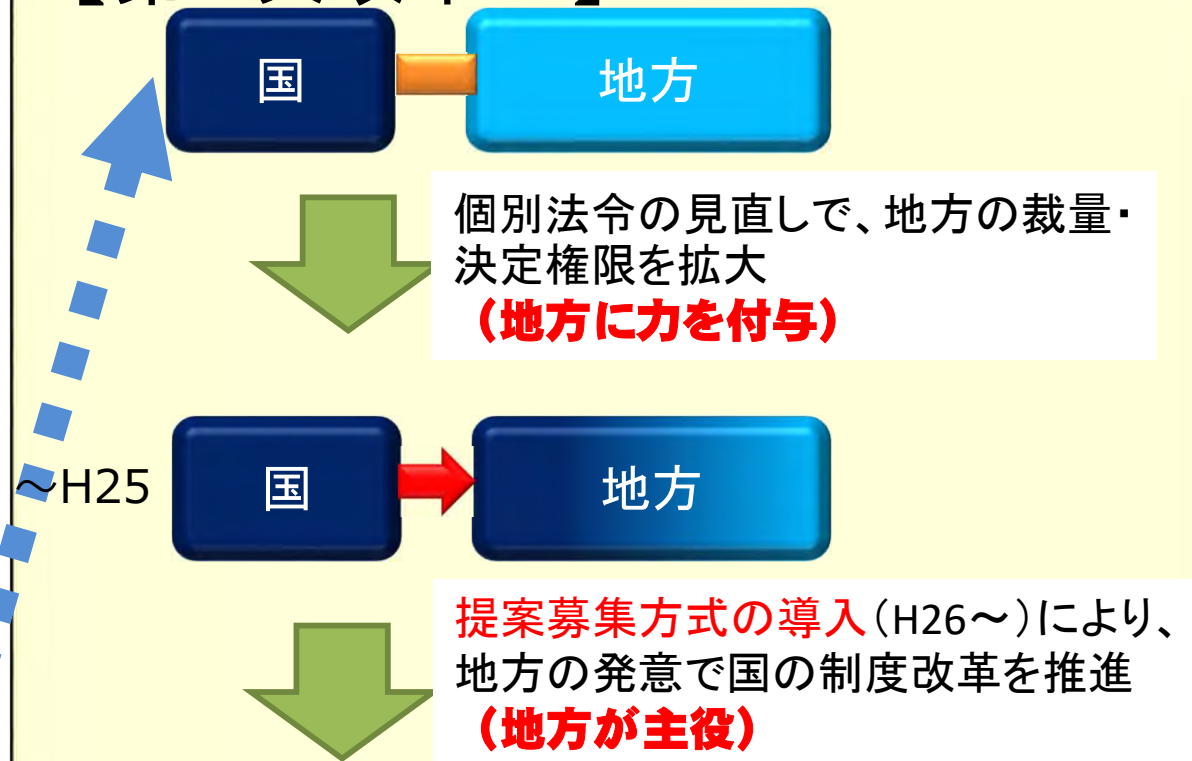
【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

これまでの地方分権改革のイメージ

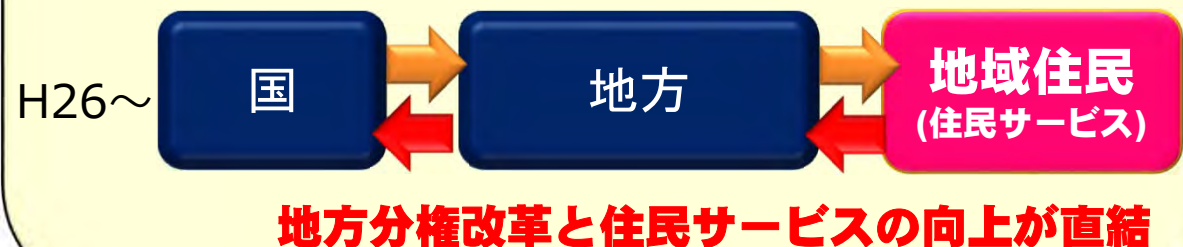
【第1次改革】



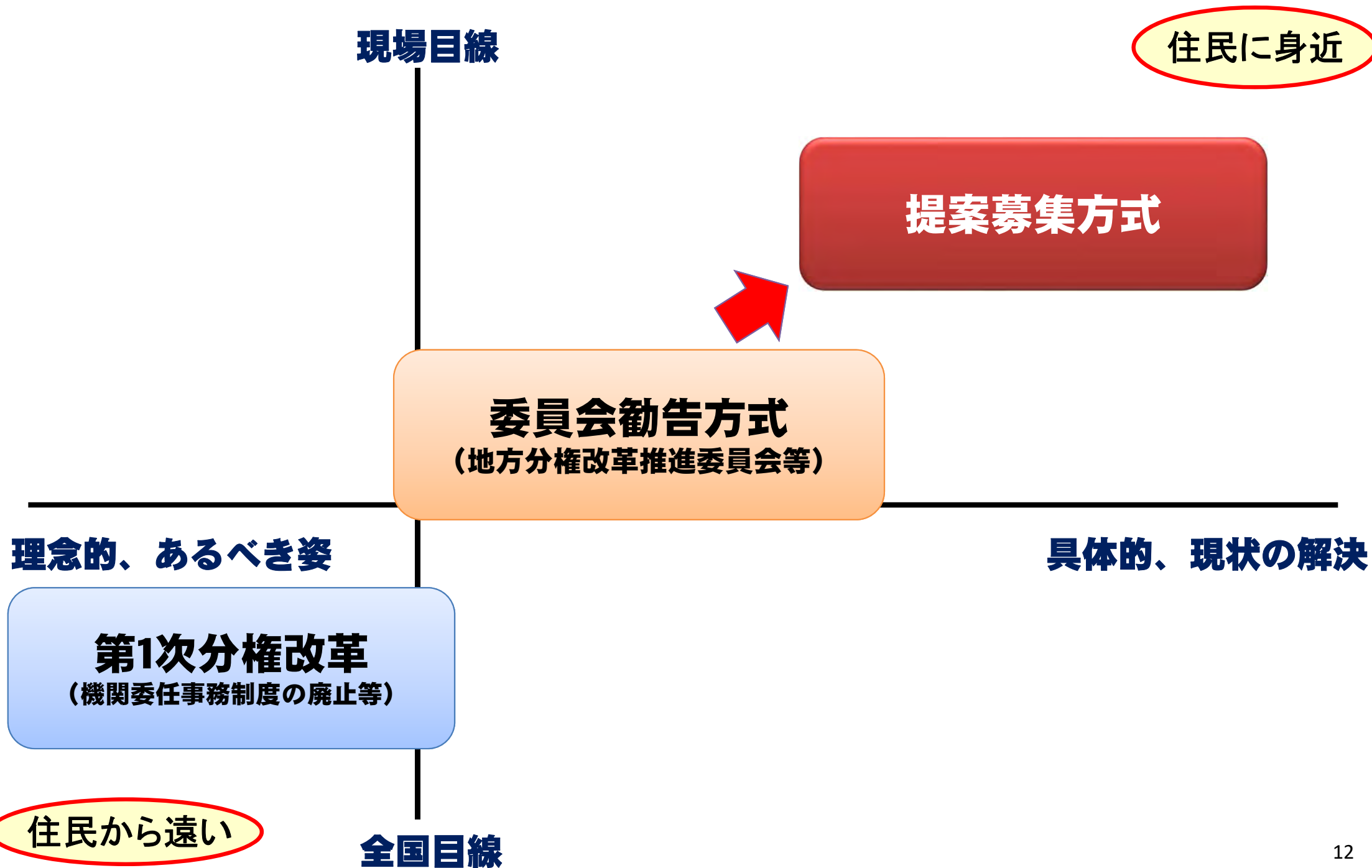
【第2次改革～】



【現在～今後(あるべき姿)】



提案募集方式の位置付け（イメージ）



なぜ地方分権改革を行う必要があるか

戦後復興期

- 物資が不足し、貧しい国民生活の中、**国土・経済の立て直し**が最優先課題
- 国土・経済の基盤づくりを国が率先

高度成長期

- **人口増加、経済成長**が進展
- 国がグランドデザインを描き、全国的な観点から一定の基準・手続を定め、各地でインフラ・産業が均衡的に発展

経済成熟期
(現在)

- **人口減少、少子高齢化**による地域間格差
- 国が行う一律の行政が合わない地域も生じ、個性ある地域づくり、地方創生が課題に

社会を構成する行政
制度の整備が進んだ

・インフラ
・教育
・医療福祉
・産業 など

社会が成熟期を迎え、
国民ニーズが多様化

過去に作られた制度が今の時代環境に合っているか？
地方分権改革で調整をする必要

「行政制度のリフォーム・リノベーション」が実現

提案募集方式を活用すれば、国の制度に関して、
地域の実情と合わなくなった部分を、地域自らの
アイデアで変えることが可能。



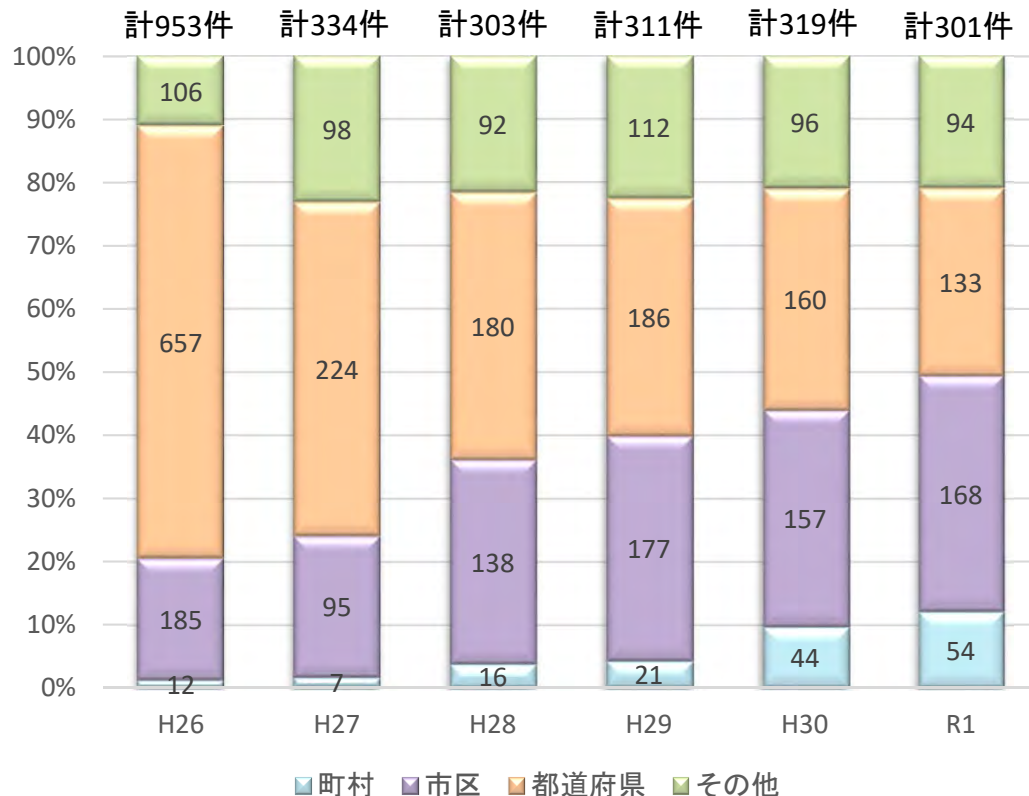
国の制度の重要な骨組みを活かしつつ、
地域の実情に応じて使いやすいものとする
「行政制度のリフォーム・リノベーション」が実現。

2 これまでの提案募集方式の取組状況と 成果事例について

過去6年間の提案件数・提案団体数の推移

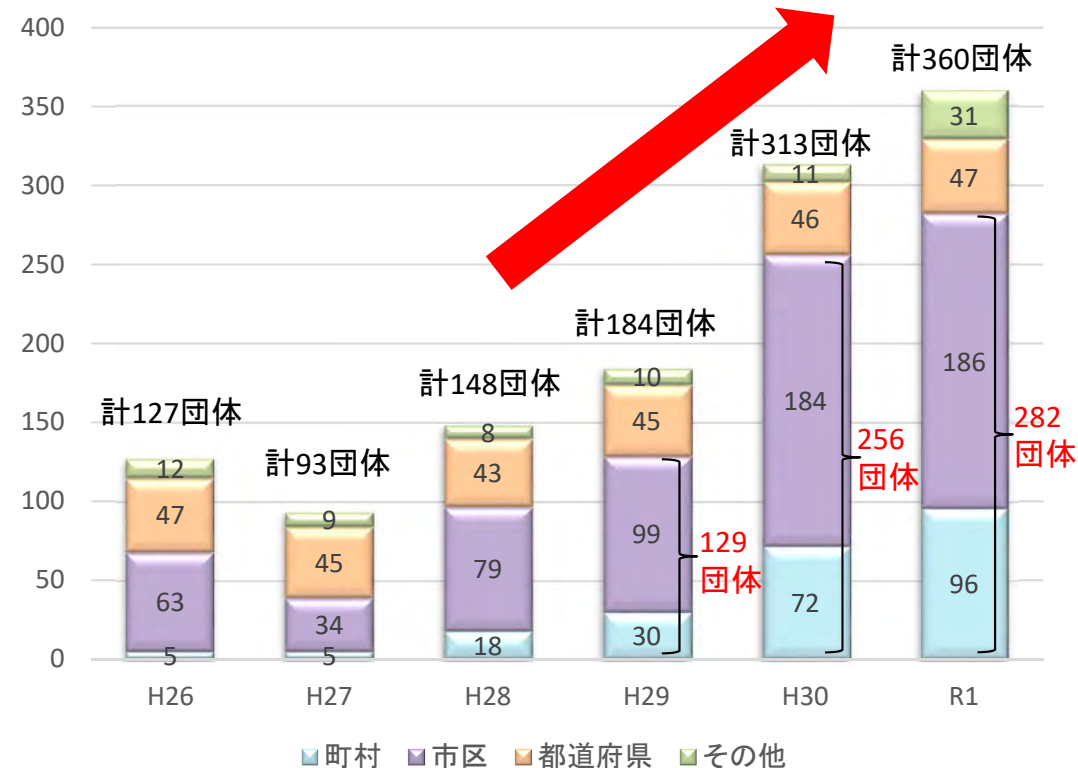
1. 提案件数は、初回の平成26年を除けば、概ね300件台で推移。
311件(H29) → 319件(H30) → 301件(R1)
2. 提案を行った市区町村数は増加傾向: 129団体(H29) → 256団体(H30) → 282団体(R1)
また、これまでの6年間で提案を行った市区町村数の累計は498となり、全市区町村の3割近くとなった。

提案件数(提案主体別)



※ 共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない

提案団体数(提案主体別)



※平成27年から、九州地方知事会の構成団体を都道府県にもそれぞれ計上

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区にもそれぞれ計上

地方からの提案に関する対応状況

(件数)

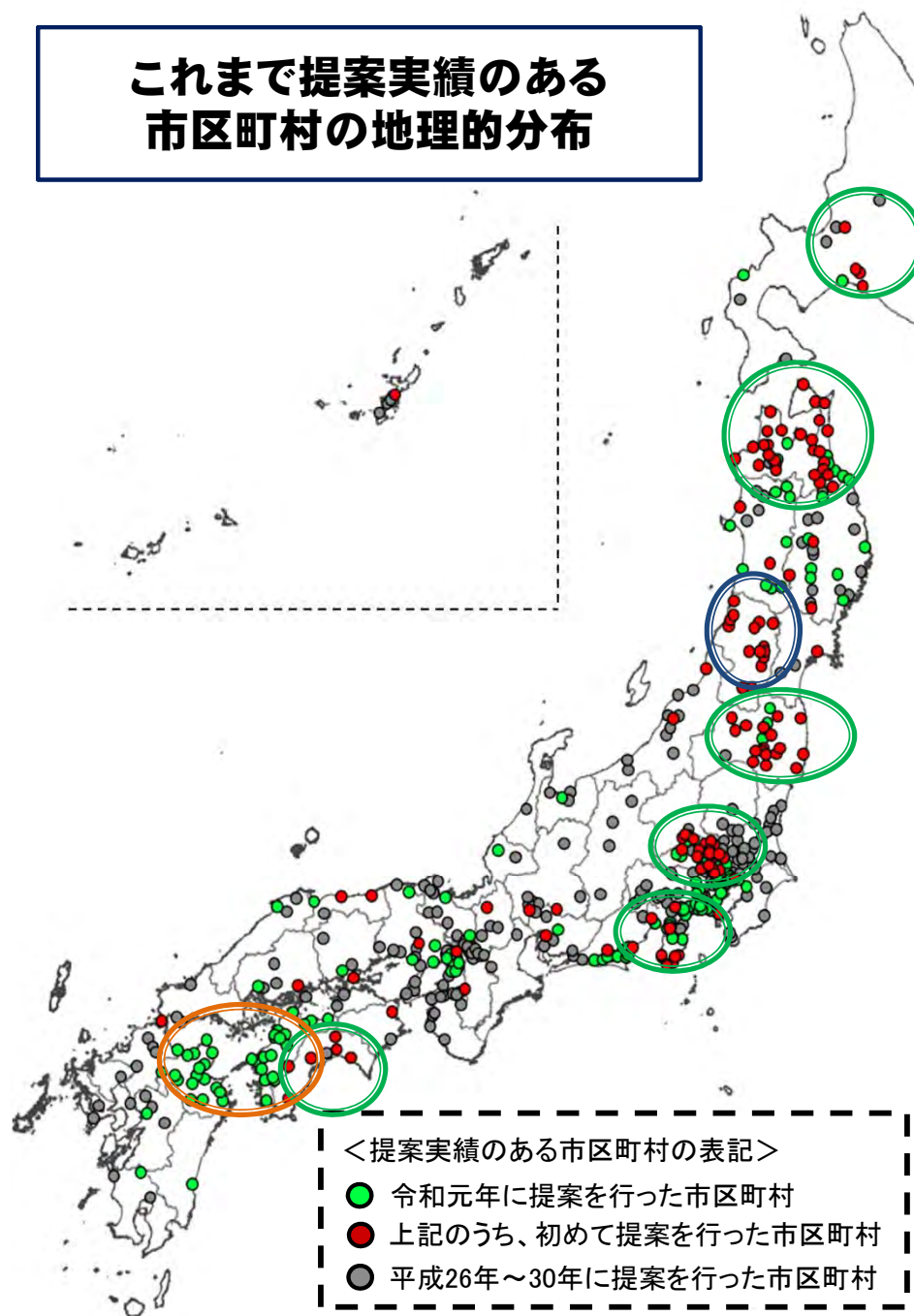
分類 年				実現できなかったもの d	合計(※) e=c+d	実現・対応 の割合 c/e
	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 c=a+b			
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	<u>89.4%</u>

※ 合計欄の件数は、予算編成過程での検討を求める提案等を除いた、関係府省と調整を行った件数

地方からの提案は、高い割合で実現・対応に結びついている！

提案市区町村の地理的分布と令和元年提案の特徴

これまで提案実績のある 市区町村の地理的分布



令和元年提案における特徴

- 1 都道府県から管内市区町村に働きかけることで、新規市区町村からの提案が増加(緑○)
- 2 全ての都道府県の市区町村からの提案を達成。(青○)
- 3 提案を行った市区町村数の累計は498に増加。
全市区町村の28.6% (498/1,741市区町村)
- 4 県内全市区町村から提案実績のある大分県と愛媛県は、今年も継続的に県内市町村から提案。(オレンジ○)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
提案市区町村数	68	39	97	129	256	282
うち初提案	68	20	70	65	146	129
累計の提案市区 町村数(割合)	68 3.9%	88 5.1%	158 9.1%	223 12.8%	369 21.2%	498 28.6%

※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区町村数に計上している。18

提案をした市区町村は地域的に温度差がみられる

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った 市区町村数 ②	提案割合 ②/①	提案がない 市町村数 ①-②
北海道	179	12	6.7%	167
青森県	40	34	85.0%	6
岩手県	33	25	75.8%	8
宮城県	35	3	8.6%	32
秋田県	25	15	60.0%	10
山形県	35	15	42.9%	20
福島県	59	22	37.3%	37
茨城県	44	24	54.5%	20
栃木県	25	2	8.0%	23
群馬県	35	1	2.9%	34
埼玉県	63	39	61.9%	24
千葉県	54	12	22.2%	42
東京都	62	27	43.5%	35
神奈川県	33	24	72.7%	9
新潟県	30	11	36.7%	19
富山県	15	4	26.7%	11
石川県	19	1	5.3%	18
福井県	17	2	11.8%	15
山梨県	27	14	51.9%	13
長野県	77	4	5.2%	73
岐阜県	42	8	19.0%	34
静岡県	35	30	85.7%	5
愛知県	54	8	14.8%	46
三重県	29	2	6.9%	27

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を行った 市区町村数 ②	提案割合 ②/①	提案がない 市町村数 ①-②
滋賀県	19	4	21.1%	15
京都府	26	23	88.5%	3
大阪府	43	12	27.9%	31
兵庫県	41	19	46.3%	22
奈良県	39	2	5.1%	37
和歌山県	30	10	33.3%	20
鳥取県	19	4	21.1%	15
島根県	19	3	15.8%	16
岡山県	27	4	14.8%	23
広島県	23	5	21.7%	18
山口県	19	4	21.1%	15
徳島県	24	2	8.3%	22
香川県	17	2	11.8%	15
愛媛県	20	20	100.0%	0
高知県	34	7	20.6%	27
福岡県	60	4	6.7%	56
佐賀県	20	1	5.0%	19
長崎県	21	2	9.5%	19
熊本県	45	5	11.1%	40
大分県	18	18	100.0%	0
宮崎県	26	1	3.8%	25
鹿児島県	43	3	7.0%	40
沖縄県	41	4	9.8%	37

合計	1,741	498	28.6%	1,243
----	-------	-----	-------	-------

※特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

過疎地域等における救急業務の空白解消により、地域住民の救命率向上へ

～地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和～

平成27年

提案によって実現した制度改革等

西予市(愛媛県)

- 救急隊の編成については、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないこととされていた。
- 平成27年に提案が行われ、過疎地域及び離島における救急隊の編成においては、救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び一定以上の教育を受けた准救急隊員1人以上をもって編成することが可能となった。

制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 愛媛県西予市では、「准救急隊員」の配置により、救急出張所の24時間運用を平成30年4月から開始。
- 平日夜間や休日における救急車の現場到着時間が短縮され、救命率の向上とともに地域住民の安心感にもつながることが期待できる。
- 過疎化が進む中、救急隊員の増員が厳しい自治体でも、救急業務に関心の高い一般行政職員の准救急隊員への併任や消防OBの活用などにより、多様な人材の確保が可能となる。



病児保育施設の充実により、働きながら子育てができる安心感と利便性が向上

～病児保育における看護師等の常駐要件の明確化～

平成27年

提案によって実現した制度改正等

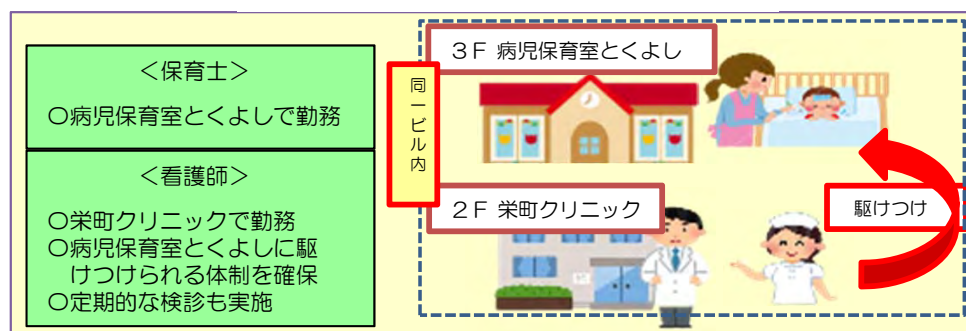
鳥取県、東近江市

- 国の補助を受けて病児保育を行う場合、児童概ね10人につき、看護師等1名以上を配置する必要があるが、常時配置すべきかが不明確であった。
- 平成27年に提案が行われ、「看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないこと」が明確化された。

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

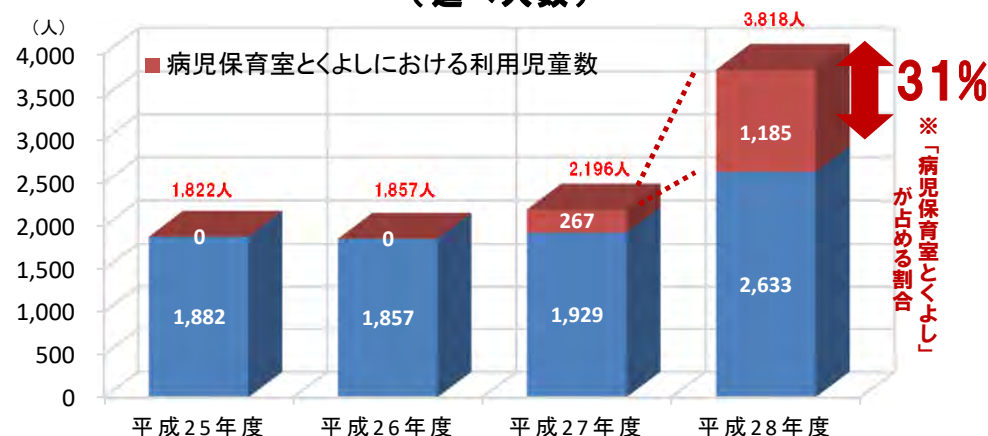
- 平成27年12月、鳥取市に、医療機関併設型の「病児保育室とくよし」が開設。鳥取県東部地域3市町が病児の相互受入れなどの広域連携協定を締結し、「病児保育室とくよし」が地域の病児保育拠点の一つとして機能。
- 平成28年度に鳥取県東部地域で病児保育を利用した児童数は、前年から大きく増加し、3,818人(延べ人数。以下同じ)となっている。そのうち、「病児保育室とくよし」の利用者は、1,185人と全体の3分の1を占めている。
- 利用者からは、共働きで急に仕事が休めない時に「安心して子どもを預けられるので仕事に集中できる」という評価が寄せられている。

「病児保育室とくよし」の運営体制



鳥取県東部地域における病児保育施設の利用状況 (延べ人数)

※病児保育室とくよしは平成27年12月開業



病児保育施設の充実により、働きながら子育てができる安心感と利便性が向上

～病児保育における看護師等の常駐要件の明確化～

平成26年

提案によって実現した制度改革等

瑞穂市(岐阜県)

- 慢性的な保育士不足が発生する中、保育士の配置基準により、保育所には常時二人以上を配置する必要があった。
- 平成26年に提案が行われ、朝・夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2人のうち1人は子育て支援員研修(保育に関する必要な知識を習得するための全国共通の研修)を修了した者等に代替可能となる特例を設けた。

制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 岐阜県瑞穂市では、平成28年度に市として初めて「子育て支援員研修(地域保育コース)」を実施し、研修受講者のうち4名が、翌29年度より「子育て支援員」として保育所で就労を開始(平成29年4月時点)。
- 朝・夕の時間帯は送り迎えをする利用者の出入りが激しく、児童の安全確保のため保育従事者の目が行き届いている必要があり、所定の研修で必要な知識や技術を習得した「子育て支援員」の活用により、保育士の人員不足の解消や負担軽減につながっている。
- 保育所関係者からは、「子育て経験がある方が来てくれて助かっている」、「待機児童問題を抱える他自治体も喜んでいる」という評価が寄せられている。

瑞穂市の人口推移



保育士及び子育て支援員による保育の状況



平成29年度 子育て支援員研修案内

介護事業所の共用の規制の明確化により、事業所のスペースを有効活用へ

～指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制の明確化～

平成28年

提案によって実現した制度改革等

島牧村(北海道)

- 指定小規模多機能型居宅介護(デイサービス等)においては、介護サービスの提供に支障がない場合には生活支援・介護予防サービスとのスペースの共用が認められているが、居間及び食堂の共用は認められておらず、利用者の交流が分断されるほか、サービスの集約化を図る上で支障となっていた。
- 平成28年に提案が行われ、事業所が小規模で利用者への介護サービスの提供に支障がない場合は、指定小規模多機能型居宅介護においては、居間及び食堂を共用することを妨げないことが、通知により明確化された。

制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 北海道島牧村では、複数の介護福祉サービスを提供する建物の建設を計画しており、提案の実現により、現在のサービス利用者全員が新たな建物でもサービスを受けることが可能となり、「要介護」「要支援」の違いにより分断されることなく交流が継続され、利用者の利便性維持が図られることとなった。
- スペースの効率的な利用により、必要な介護職員数を抑えて、従来と同様の介護サービスの提供が可能となった。
- 現在のサービス利用者からは、「馴染みの職員・他の利用者との関係が絶たれることがなくなって良かった」と喜びの声が寄せられている。

提案実現により、要介護者と要支援者の
共用が可能となったスペース

現行のデイサービスを
移行して実施



新しい建物の平面図(2F部分)



島牧村小規模多機能型
居宅介護施設(完成図)



総合福祉医療センター及び建設予定地

障害者グループホームと特別養護老人ホームの合築により、多様な住民が暮らせる住環境が改善

～障害者グループホームと特別養護老人ホームを同一敷地内に整備する場合の基準の明確化～

平成28年

提案によって実現した制度改正等

江戸川区(東京都)等

- 江戸川区は高齢者の増加率が高く、特別養護老人ホームの待機者数は700名を超える状況となっている。また、障害者グループホームもあるが、満床状態であることから、区内の限られた土地に、両方の建物を効率的に整備することが課題となっていた。(平成29年10月末日現在)
- 平成28年に提案が行われ、一定の場合には、障害者グループホームと特別養護老人ホームを同一敷地内に設置可能であることが明確化された。

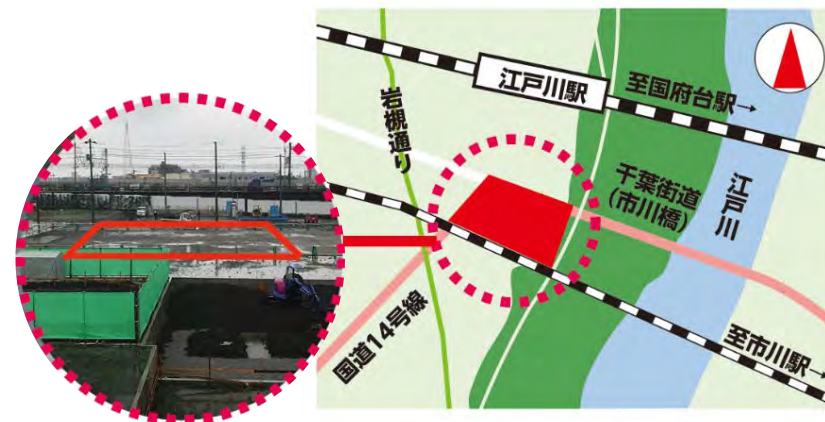
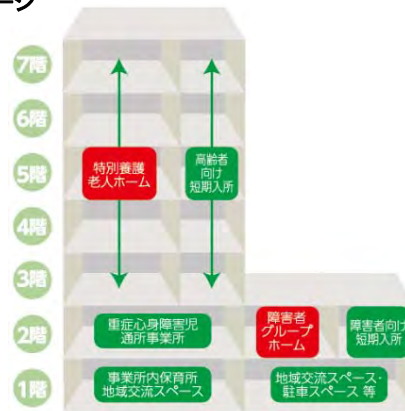
制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 江戸川区では、区有地に障害者や要介護者が入居できる建物を合築により整備する計画を進めており、年齢や障害の有無などに制約を受けることなく、家族と一緒に暮らすことができるなど、それぞれの個性が発揮される共生社会の実現を後押しすることが期待できる。
- 合築による建物の整備は、限られた土地の有効活用と建設コストの低減などにより、通常よりも安い利用料金で入居が可能になることも期待できる。
- 住民の方からは「障害者の将来的な高齢化や障害の重度化などにも、最低限の環境変化で生活が守られることが嬉しい」という評価が寄せられている。

障害者グループホームと特別養護老人ホームなどの合築イメージ



(出典:社会福祉法人章佑会)



地域の実情に応じた工場立地基準の策定により、周辺環境と調和した産業が発展

～工場の緑地面積率などに係る地域準則の策定権限の移譲～

平成27年

提案によって実現した制度改革等

市貝町、那珂川町等

- 従来の工場立地法では、都道府県が地域準則を策定しない限り、全国一律の基準（緑地面積率等）が適用されていた。また、市は独自に地域準則を制定できるが、町村は都道府県に制定権限があった。
- 平成27年に提案が行われ、町村においても市と同様の条例制定権を得られるよう、緑地面積率等に係る地域準則を制定する権限等を都道府県から町村に移譲された。

制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 市貝町及び那珂川町は、平成29年4月に緑地面積率等に係る独自の地域準則条例を施行し、町内企業の工場敷地内の設備投資の検討が進んでいる。
- 規制緩和されたことで地元企業が活動しやすくなり、工場増設による雇用の増加など、町全体としても、企業を核として活性化が図られることが期待できる。
- 企業関係者からは、「今後の事業活動を円滑に進めるためにも、地域にフィットした新基準の策定に感謝している」という評価が寄せられている。



町の条例を適用した市貝町（栃木県）の工場

いみかいまち

市貝町（栃木県）における緑地面積率等に係る地域準則

条例制定前（国の基準）

区域	工業専用地域 (赤羽工業団地及び赤羽西部工業団地)
うち緑地	20%以上
環境施設 (緑地を含む)	25%以上

条例制定後

5%以上
10%以上

地域が主体となった農地転用手続の迅速化により、住民の利便性が向上

～農地転用許可権限の移譲～

平成26年

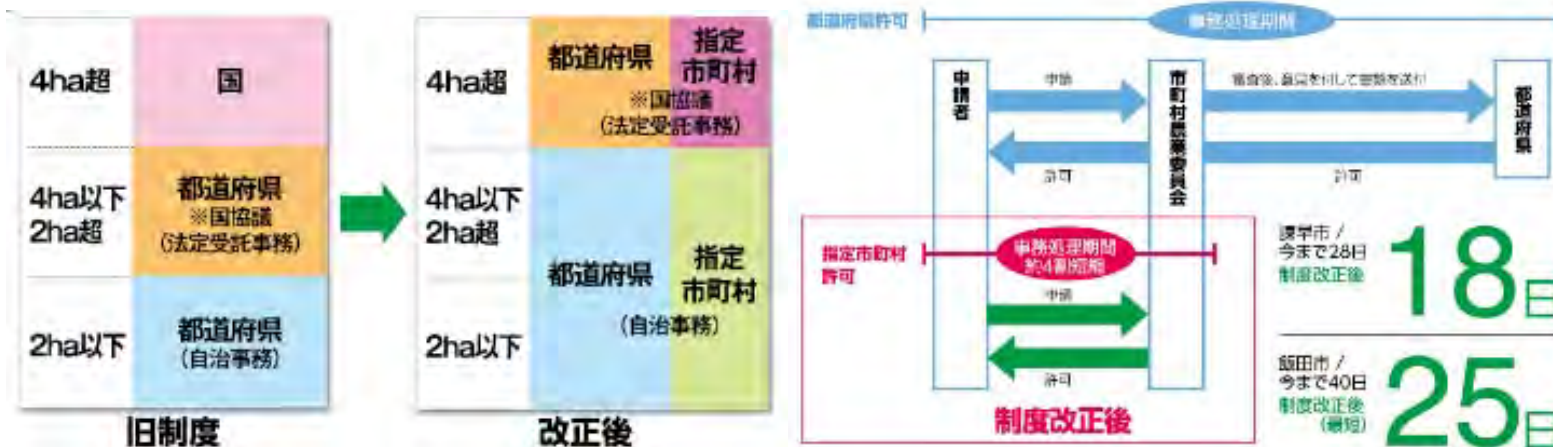
提案によって実現した制度改正等

諫早市(長崎県)、飯田市(長野県)

- 従来は、農地転用に当たり、農地面積2～4haは国との協議を経た上で都道府県の許可が、また、4ha超は国の許可が必要とされていた。
- 平成26年に提案が行われ、農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等がなされた。
 - ・2～4haの農地転用に係る国との協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあっては指定市町村)に移譲
 - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

制度改正等を活かした自治体の取組と成果

- 農地転用に係る事務処理期間として、従来、諫早市は28日、飯田市は40日を要していた。指定市町村となり、許可権者が市長となったことで、農地転用許可申請における市から県への進達(意見を付して書類を送付)や都道府県の審査が不要となった。
- これにより、事務処理期間が約4割短縮されるなど、申請者にとっての利便性が向上し、申請を代行した行政書士等からは「早く許可が下りるようになり、ありがたい」など好意的な評価がなされている。



農地転用許可権限等に係る
指定市町村の指定状況
(平成30年3月末現在)

市町村数 **49** 市町

都道府県数 **21** 道県

自治体の施策と一体となった職業紹介により、求職者・求人者の利便性が向上

～地方版ハローワーク(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介)の創設～

平成27年

提案によって実現した制度改革等

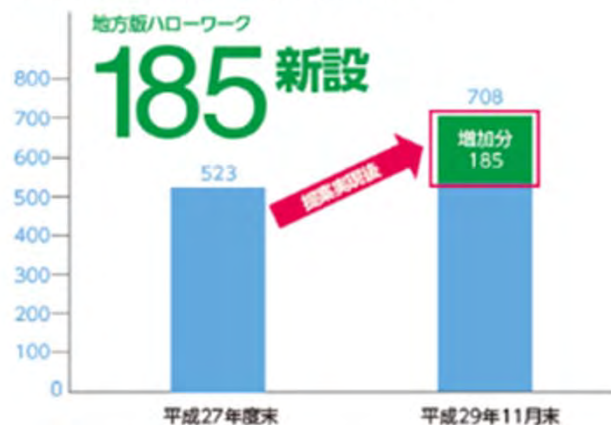
鳥取県、香川県等

- 従来は、地方公共団体のサービス(各種住民相談、企業誘致・支援等)と国のサービス(職業紹介)を別々に実施してきた。
- 平成27年に提案が行われ、関係府省との調整の結果、地方公共団体が自ら無料職業紹介を行う仕組みや、(地方版ハローワークの設置)、国のハローワークを活用する仕組み(協定の締結による雇用施策の連携や要請による国の雇用対策への関与)が整備された。

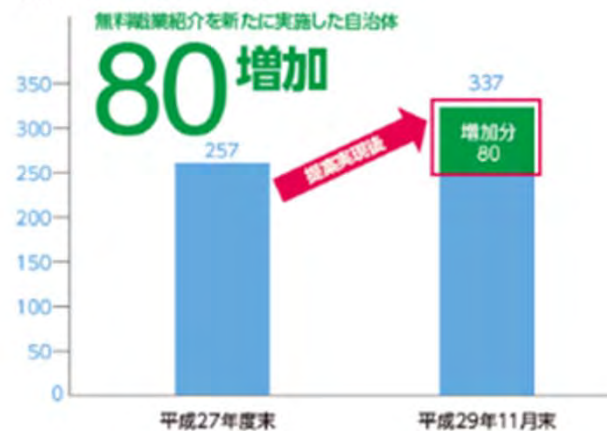
制度改革等を活かした自治体の取組と成果

- 鳥取県では、鳥取・倉吉・米子・境港・東京・関西の県内外計6箇所に、県立ハローワークを設置(平成29年7月～平成30年6月)。平成30年7月末までに、県立ハローワークには32,935件の相談があり1,381人の就職を実現。
- 香川県では、JR高松駅前に県立ハローワークを開設(平成29年4月)。開設8か月で、県立ハローワークには981件の相談があり、60人の就職を実現。
- 求職者に寄り添った取組により、求職者からは「あきらめずに相談して本当に良かった」、「平日に働いているので、土曜日に利用出来て良い」、求人者からは、「企業が求める人材にかなう方に絞って紹介してくれるので助かる」といった評価が寄せられている。

自治体が行う無料職業紹介事業所数



職業紹介を行う自治体数



(平成29年11月末日現在)

	地方版ハローワーク	国ハローワーク
都道府県	259箇所 (45都道府県)	—
市区町村	449箇所 (292市区町村等)	—
合計	708箇所(337自治体)	544箇所(出張所等含む)

提案により業務効率化・事務改善等に結びついた事例

- 提案募集方式を活用することにより、住民サービスの向上のみならず、事務の簡素化・効率化を図ることができる
- 平成30年提案においては、例えば下記のような提案が実現した

① 調査や報告における方法、項目の見直しを求める提案

NO.266: 個人番号カード交付事業費補助金等の実績報告手続等の見直し
NO.82: 林業・木材産業改善資金制度の貸付制度の確認調査及び林野庁長官への結果報告の時期見直し
NO.80: 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査方法等の見直し など

② 協議・届出等の手続の見直しを求める提案

NO.118: 国土交通大臣の同意・協議が不要となる都市計画の軽易な変更に他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう見直し
NO.153: 公共土木施設災害復旧事業に係る設計変更における協議の効率化
NO.39: 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産については事前の複数年に渡る財産処分承認申請が可能になるよう見直し
NO.111: 市町村が幼保連携型以外の認定こども園を設置する際の認定手続の明確化
NO.218: 特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出に係る提出書類の簡素化 など

③ 記載事項の簡素化等を求める提案

NO.219: 農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化
NO.215: 災害救助法に基づく救助事務の処理に必要な帳簿書式の作成方法の明確化
NO.86: 公共職業訓練に係る雇用保険関係様式における職業能力開発校等の長の氏名の記載廃止
NO.75: 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金にあたり、策定が必要な生活交通確保維持改善計画の記載内容の簡素化 など

④ 提出書類等の見直し求める提案

NO.112: 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財政処分手続に係る添付書類の簡素化
NO.95: 農地耕作条件改善事業の実施報告に係る添付書類の簡素化
NO.73: 国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止 など

3 提案募集方式を活用する際に参考にするもの

自治体・住民・大学等向けの研修等を更に展開

- 内閣府では、自治体職員をはじめ、地域づくり等に関わり、提案募集方式の活用可能性のある大学、住民、事業者等の様々な団体との協働し、研修やワークショップを実施している。(年間のべ約90回)
- 今後も、積極的にすそ野拡大を図り、提案募集方式の普及・活用を促進する。

①研修(座学)

- 地方分権改革の必要性や提案募集方式の活用方法等について、座学学習を行います。

- 時間や内容はオーダーメイドで対応できます。
(30分～1.5時間が目安)



②研修(座学+グループワーク)

- 座学後、専門分野が近い受講者に分かれ、グループワークを行います。

- 普段の業務から支障事例を発見し、提案化する体験ができます。



③大学講師派遣(ワークショップ)

- 地域の課題解決の手法の一つとして、提案募集方式の活用を考えるワークショップや、提案募集方式を学べる講義を受講できます。

<開催実績> (※印は開催予定のもの)

平成30年: 大正大学、愛媛大学、宇都宮大学

令和元年: 宇都宮大学、奈良女子大学、愛媛大学、

室蘭工業大学※、小樽商科大学※、中京大学※

- 法律や地方創生を学ぶ学生に
おススメ!

④住民参加ワークショップ

- 自治体職員と地域住民が一体となり、地域の課題の解決を考えるワークショップを行います。(平成30年は郡山市で2回開催)

- 住民の意見を国の制度改正に反映することができます。



⑤イベントでの講演等 ※新規

- 行政機関等が開催する各種イベントに参加し、提案募集方式の紹介や個別相談等を行うことができます。(平成30年は廃校サミット2018、地方創生・小さな拠点学校文化祭に参加)

- 様々な分野とのコラボレーションにより、すそ野を拡大します。



⑥政策勉強会等とのコラボ ※新規

- 自治体有志職員による勉強会等において、提案募集方式を活用した政策提案等に向けたワークショップ等を行います。(平成30年は最上夜得勉強会、最上地域政策研究所に参加)



新たな提案検討の支援ツールの開発

○ 内閣府では、自治体の提案検討の後押しと住民への広い情報発信を行うため、新たに提案募集方式の入門ガイドと住民サービス向上の事例を普及するための政府インターネット番組を作成。

○ 自治体職員向け研修や大学連携において積極的に活用。

① 地方分権改革・提案募集方式 入門ガイド ※新規

提案募集方式を知らない方向けに、同方式の概要を誰でも分かりやすく説明したリーフレット。

80,000部を作成
全自治体に配布



② 地方分権改革・提案募集方式 ハンドブック ※更新

提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。

H31年版15,000部を作成
全自治体に配布



③ 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 ※継続

提案募集方式を活用し、国の制度改正等が実現した各自治体の取組と住民サービス向上等の成果を多数取りまとめ。

36,000部を作成
全自治体に配布



④ 政府インターネットテレビ ※新規 「徳光・木佐の知りたいニッポン！」

提案募集方式による住民サービス向上の事例の取材映像を交えながら、有識者が分かりやすく同方式を解説。



⑤ 地方分権改革eラーニング 講座 ※継続

地方分権改革の歴史や提案募集方式を、いつでも、誰でも学ぶことができる。有識者が分かりやすく解説。

約1,400人が受講(5月末現在)



⑥ 提案募集方式データベース ※更新

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理し、提案検討時等に過去の提案状況を簡易検索できる。

平成30年提案に更新

提案募集方式がよくわかる動画番組（20分間）

番組名：政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！」

～「私たちの声で仕組みが変わる!地方分権改革・提案募集方式」～

進行：徳光 和夫氏、木佐 彩子氏

ゲスト：高橋 滋 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会長（法政大学教授）

内容：提案募集方式のポイント、住民生活に還元された成果（西予市（愛媛県）の救急隊編成基準緩和、鳥取県の病児保育施設の拡充に関する現地映像等）など、視覚的に分かりやすく提案募集方式をお伝えします。

(<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/shiritai/movie/20181216.html>)



QRコード

収録風景



西予市（愛媛県）の事例



鳥取県の事例



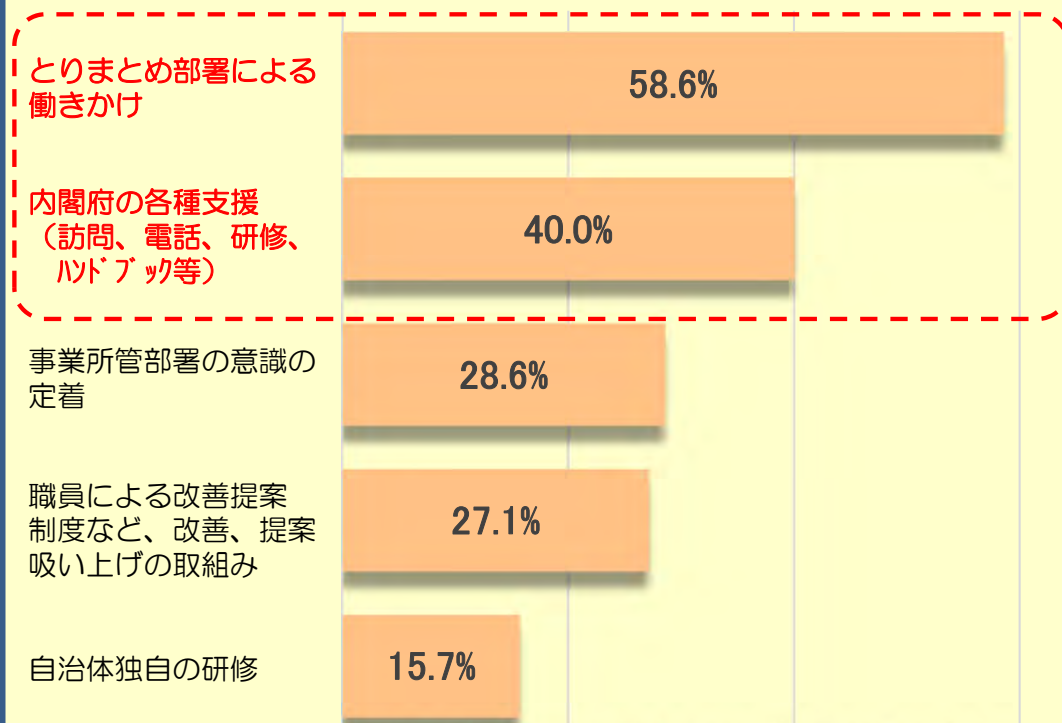
提案自治体の事前相談のきっかけと支障事例の発見の仕方（アンケート）

- 提案に至った自治体が、事前相談したきっかけや支障事例の把握に関する取組について調査したところ、「とりまとめ部署の働きかけ」、「普段の業務の中での問題意識」を挙げる回答が最も多くみられ、自治体職員が日頃から課題発見を意識して組織的に取り組むことの重要性がうかがわれる。また、「内閣府の各種支援」をあげる回答も多かった。
- また、「事業者、利用者等の意見・要望等」を挙げる回答も多くみられたことから、職員だけではなく地域住民等から支障事例を発見する気づきが重要であり、住民参加WSや大学連携等の取組に対する支援の重要性がうかがわれる。

(1) どのような取組が事前相談の提出に結びついたと考えられるか

回答上位項目（複数回答）

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

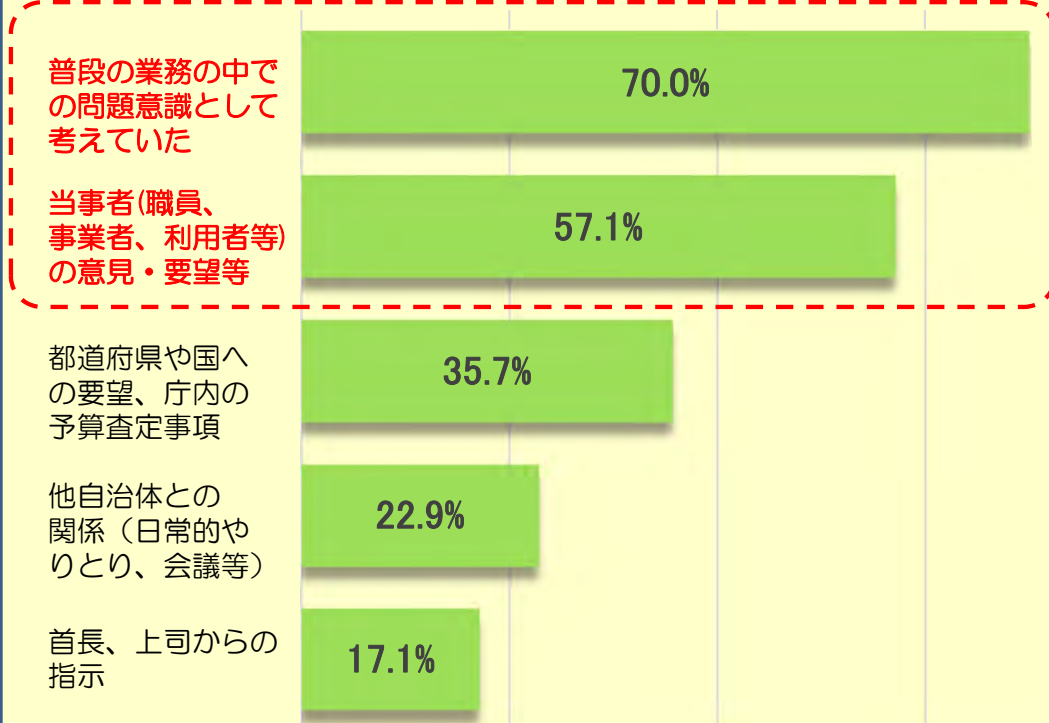


- ✎ 自治体におけるとりまとめ部署による働きかけの効果が最も大きく認識され、内閣府の各種支援がそれに続いている。事業所管部署の意識定着の効果などの効果も挙げられている。

(2) 支障事例をどのようにして発見したか

回答上位項目（複数回答）

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%



- ✎ 普段の業務の中で支障事例を発見しているケースが最も多く、職員同士の会話や地域住民の声が支障事例への気づきとなるケースがそれに続いている。

資料：内閣府地方分権改革推進室調べ

令和元年提案において、事前相談がなされた都道府県・市区町村に対し、アンケートを実施したもの。上記は、回答のうち提案に至った70自治体の回答の集計結果である。

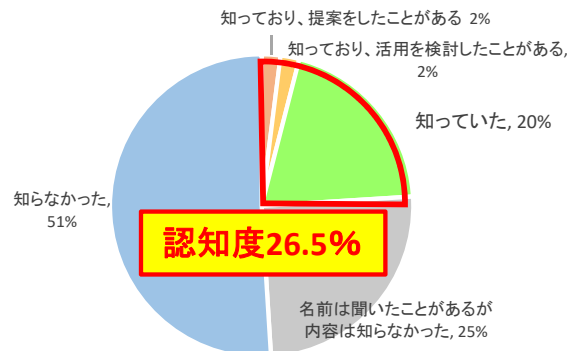
(1)の項目中、「内閣府の各種支援」については、訪問・電話、説明会・研修、ハンドブック・データベース等の個々の支援を挙げた回答について、重複しないよう、ひとまとめに整理したものである。

提案募集方式に対する自治体の声・認知度（研修アンケート）

- 内閣府で実施している地方自治体職員向け研修の受講者アンケート調査について、平成30年分をとりまとめたところ、受講前の提案募集方式の認知度は26.5%に留まる一方、「地方分権改革の仕事が増えるというイメージが変わった」、「平成5年に地方分権が始まり、20年経ってやっと提案募集方式が出来たことに驚く。当初からやっているべきだった」等の声が多数寄せられている。
- 一方、「必要性は理解できたが、担当課の意識改革が最重要」、「提案募集方式を知らなかったので、制度の周知徹底が必要」等の声もあることから、更なる研修の充実や情報発信の強化等が必要。

<受講者アンケート集計結果>

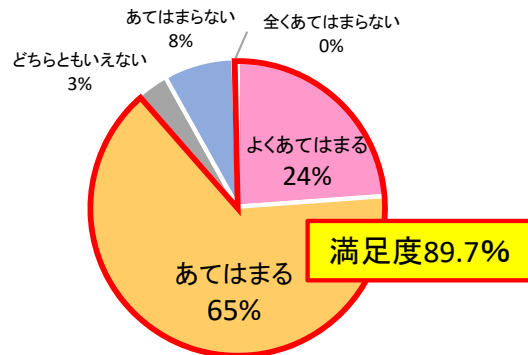
① 研修受講前に提案募集方式を知っていたか



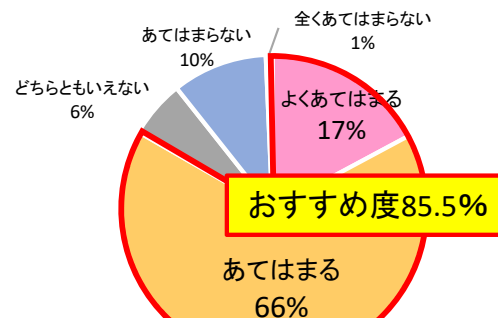
- 提案募集方式を知っていた、活用を検討した割合は26.5%
- 研修の満足度は89.7%
- 職場の同僚に同様の研修を勧めたい割合は85.5%

※受講者には分権担当職員も含む
〔 集計期間：2018年1月～12月 〕

② 研修プログラム全体に満足したか



③ 同様の研修が開催される場合、職場の同僚に受講を勧めたいか



<地方自治体の受講者の主な意見>

<好意的な意見>

- 提案募集方式を知らなかったが、地方分権は仕事が増えるというネガティブな印象が変わった。
- 平成5年に地方分権が始まり、20年経ってやっと提案募集方式が出来たことに驚く。当初からやっているべき。地方の意見を聞かない改革なんておかしい。
- 現場の実務ではもっと制度がこうなったら、ということが多々あるので、研修で学んだことを是非活用したいと思った。

<改善点を含んだ意見>

- 地方分権は聞いたことがあったが、提案募集方式は知らず、提案がかなり実現されていることも知らなかった。制度の周知徹底と意識改革により提案は増えると思う。
- 担当課が壁にぶつかっている事例が最も提案内容として良いと思うが、担当課が業務多忙で提案に興味を持ってもらえない。
- 法律等に沿って業務をした経験がほぼない。支障の根拠規定を特定することが難しかった。

自治体の取組によって提案につながった特徴的な事例①

○ 令和元年提案募集においては、自治体への研修や内閣府と自治体との個別意見交換のほか、自治体の創意工夫により提案に至った特徴的な事例がみられた。提案募集を開始して6年目を迎え、市町村の自主性に基づく創意工夫のある好事例を多くの自治体に横展開することにより、提案の更なる活発化を図る必要がある。

①全国初の住民参加ワークショップを通して支障の発掘と提案形成を行い、提案を実現(郡山市)

取組概要

- 郡山市では、住民と市職員が一体となって地域の課題解決を考える住民参加ワークショップを、H29年より毎年2回ずつ開催。
- H30年に実施したWSでは、住民から示された地域の課題を元に郡山市で解決に向けた提案を検討し、内閣府への簡易相談から本提案に結びつけた。
- また、市では広域連携都市圏で共同提案を募り、同様の悩みを持つ市町村と共同提案として提案。



参加住民の声

WSでは、産業、観光、子育て、教育、福祉等のテーマごとに議論。WS満足度が86%となり、市民の方が発表をする場面も。

- ・提案方式は住民の声を上げることが出来るすばらしい方式。
- ・地域の声を聞き中央施策をより良くしようとする国の考えが理解できた。

②北海道胆振東部地震被災3町の支障事例を、道庁が法的根拠などを含め調査し、事前相談等を支援(北海道)

取組概要

- H30年9月に発生した北海道胆振東部地震において甚大な被害が発生した厚真町、安平町及びむかわ町は、復旧・復興等の事務に追われ余裕のない状況だったが、その中で人口の流出に直結しかねない制度面での支障を感じていた。
- そこで、北海道庁が被災3町から支障事例等を聞き取り、根拠法令の調査や提案検討の事務作業を支援して、内閣府への事前相談、本提案にこぎつけた。



災害公営住宅の入居者資格要件が、被災3町の実態と合っていないことから、整備されても入居できない被災者は町外へ転出せざるを得ない状況となっている。

町の担当者の声

- ・被災3町の連絡会議での発言がきっかけとなり、北海道庁が事務作業を代行する形で提案提出となった。今後も連携を図っていきたい。(厚真町)

③過去提案の実現により課題解決し、その中で新たに発掘された支障を解決するために更なる提案(島牧村)

取組概要

- 島牧村は、平成28年に介護事業所の共用規制について提案し、同年中に通知の発出に至り課題が解決された。
- その後、令和元年6月に提案実現により明確化された介護事業所スペースを有効活用した小規模多機能型居宅介護施設の開業にあたり、新たな支障が発見され、更なる内閣府への提案につながった。



村の担当者の声

- ・喫緊の課題を解消できたことにより、5年10年先を見通し、想定される課題に対応できるようになってきました。

島牧村の課題は今後のさらなる高齢化であり、その課題に備え、介護保険法における「指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準」の一部緩和について新たに提案。

自治体の取組によって提案につながった特徴的な事例②

④内閣府のサテライトオフィス等を活用し課題発掘から提案化までサポートすることで、提案を実現(出雲市)

取組概要

- 内閣府では、H30年にサテライトオフィスin島根県を通じ、県内4か所で研修を実施。出雲市では、その内県庁における研修に参加し、研修の中で日常業務の中から支障事例を発掘した。
- その後、内閣府では出雲市に対して、提案に向けたノウハウの伝達する等、電話等でフォローを続けた結果、出雲市から事前相談、提案の実現につながった。



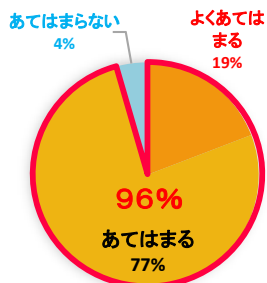
内閣府職員による演習



演習での発表

研修参加者の声

- ・各部署で様々な問題等があり、職員がその事について理解しているが、その先には進めていない事が分かった。本研修から提案として上げられれば、本当の住民サービスの向上につながると感じた。



研修に対する満足度

⑤内閣府の個別訪問を通じて、地域独自の課題を発掘し、初めての提案を実現(新篠津村)

取組概要

- 新篠津村は、就労環境が多様な自営業者(特に農業者)が多く、内閣府の個別訪問を通じて、子育てと事業を両立する環境構築に解決すべき課題を発掘。
- 提案に向けて内閣府が助言等で継続的に支援した結果、自営業者の保育認定区分及び幼稚園免許取得の特例の基準明確化という新篠津村から初めての提案につながった。



新篠津村の保育所



提案を練る担当者の議論

内閣府の訪問を契機に、第一次産業主体の自治体が抱える育児課題の解決に提案募集方式が適していることを認識。議論の方針が明確化、提案に至る。

村の担当者の声

- ・内閣府と話すことで、従前からの疑問が、解決すべき行政課題と強く認識できた。
- ・村の議論に伴走する形で助言があり感謝。

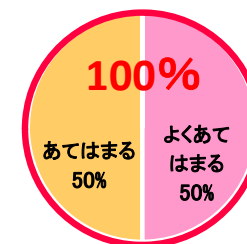
⑥市長のリーダーシップにより研修を開催し、職員の意識改革を行ったことで、初めての提案を実現(太府市)

取組概要

- 太府市では、行政改革の動きを活発化させるため、市長がリーダーシップを発揮して、市主催の内閣府講師による職員研修を企画。その後、市長が各部局に号令をかけ、積極的に事前相談を促すことで10件の事前相談を実現。
- 太府市の取り組みに刺激を受けた近隣自治体職員が有志の職員勉強会を企画する等、近隣自治体へ波及効果をもたらしている。



内閣府職員による研修



研修に対する満足度

市の担当者の声

- ・内閣府の方に丁寧に分かりやすく相談に対応していただけたことが、広く提案を集めることにつながった。
- ・各事業課の担当者が内閣府の方と直接連絡調整し、提案内容のブラッシュアップする過程が、市職員の改善意識の向上に資するものになった。

地方分改革に関する情報を知りたい方は

提案募集方式の内容や、
他自治体の取組を知りたい

研修の講師やアドバイスを
お願いしたい



ハンドブックや事例集を
追加してほしい

こんな困り事でも提案に
なるのか、まずは勘所を
知りたい



お気軽に内閣府地方分権改革推進室まで
ご連絡ください

分権提案支援ダイヤル 03-3581-2484

ホームページ <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>
Facebook <https://www.facebook.com/cao.bunken>
Twitter https://twitter.com/cao_bunken

あなたも「地方分権改革の旗手」になりませんか？

地方分権改革の旗振り役として積極的に取り組む方々を「地方分権改革の旗手」として登録いただきまして、当室と旗手及び旗手同士のアイデア・情報の共有、年二回ほどの旗手会議による交流を図っており、現在170名超の方に登録いただいています。

興味のある方、意欲のある方からの積極的なご参加をお待ちしています。

旗手の仕組みを活用した取組 ①

“旗手通信”

旗手の皆様に（ほぼ）毎月、分権室の動きや研修実施予定、その他普段なかなかお目にかかれない（であろう）様々な情報を、メールマガジンのかたちで提供しています。

「近くで研修会が開かれるので傍聴してみようかな」「この取組みの担当者に話を聞いてみたいな」など、工夫次第で様々な気づきや取組の広がりのきっかけになればと、地方支援班でも力を入れて取り組んでいます。

※例えばこんな感じ→



旗手の仕組みを活用した取組 ②

“地方分権改革の旗手会議”

「会議」と言っても、内閣府からの一方的な伝達の間ではありません。

旗手の皆様の参考となるような他の自治体・団体の事例紹介や、旗手の皆様同士のグループディスカッションなどが中心の、意見交換・交流の場です。



旗手への登録は地方分権改革推進室（地方支援班）へご連絡いただくだけです。
電話でもメールでも大丈夫なので、お気軽にご連絡ください。

☎ 03-3581-2484